

平成28年2月16日

於 教育委員会室

平成28年2月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成28年2月大和市教育委員会定例会

○平成28年2月16日（火曜日）

○出席委員（5名）

1番	教育長職務代理者	青 蔭 文 雄
2番	委 員	石 川 創 一
3番	委 員	鈴 木 勝 雄
4番	委 員	篠 田 優 里
5番	教 育 長	柿 本 隆 夫

○事務局出席者

教 育 部 長	齋 藤 園 子	こども部長	関 信 夫
文化スポーツ 部 長	北 島 滋 穂	教育総務課長	大 下 等
学校教育課長	犬 塚 克 徳	保健給食課長	佐 藤 正 美
指 導 室 長	藤 井 明	教育研究所長	深 谷 美 紀
青 少 年 相 談 室 長	池 田 操	こども・ 青少年課長	佐 藤 則 夫
文化振興課長	樋 田 久美子	生涯学習 センター館長	山 崎 浩
図 書 館 長	桜 井 真 澄	ス ポ ー ツ 課 長	大 軒 邦 彦
文化創造拠点 開設準備室長	鈴 木 学		

○書 記

教育総務課 政策調整 担当係長	齋 藤 信 行	教育総務課 政策調整 担当主査	澤 村 のどか
-----------------------	---------	-----------------------	---------

○日 程

- 1 開 会
 - 2 会議時間の決定
 - 3 前会会議録の承認
 - 4 会議録署名委員の決定
 - 5 教育長の報告
 - 6 議 事
- 日程第1（議案第5号） 大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行にかかる協議について
- 日程第2（議案第6号） 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について
- 日程第3（議案第7号） 平成27年度大和市教育費補正予算案について

- 日程第4（議案第8号） 平成28年度大和市教育費当初予算案について
日程第5（議案第9号） 県費負担教職員の管理職人事について
7 そ の 他
8 閉 会

開会 午前10時00分

○柿 本
教育長

ただいまから、教育委員会2月定例会を開会いたします。

会議時間は、正午までとします。

今会の会議録の署名委員は、2番石川委員、3番鈴木委員をお願いいたします。

続いて、教育長からの報告をさせていただきます。

初めに、前月定例会以降の動きを報告させていただきます。

1月30日土曜日に、渋谷学習センターで「いじめを考えるフォーラム」を開催いたしました。いじめ・暴力行為等防止ポスターの表彰式に続いて、中央林間小学校からいじめ防止に向けた子どもたちの取り組みが紹介されました。いじめという身近な問題を、教科を越えた学習を通して、最後は呼びかけ劇にまとめていく過程が丁寧に報告されました。また、その後、本市のいじめ問題対策調査会の委員でもいらっしゃいます神田外語大学の嶋崎政男教授にご講演いただき、多くの示唆をいただきました。参加者等の詳細については、後ほど担当から報告させていただきます。教育委員の皆様もお疲れさまでした。

2月1日には、大和市表彰式が全員協議会室で行われました。3人の方が功労表彰を受けられ、27人の方が一般表彰を受けられました。受賞された皆様は、大和市に対する長年のご功績が認められた方々であり、心から受賞をお喜び申し上げたいと思います。

1日の午後には、県央教育事務所管内教育長会がございました。職員の配当人数や管理職人事の説明などがございました。その中で、事務職員に関して、就学援助の率が高い学校に事務職員が加配される制度がございますが、この算定方法が昨年度から厳しくなりました。文科省も「チーム学校」を打ち出す中で、事務職員の役割を強化しようとしていますが、その流れとも逆行するものであり、事務職員の負担増につながるおそれもあることから、現状をお伝えしました。こうした県の動きを見据えながら、事務職員の業務の在り方を全市的に見直さなければいけない時期が来ているように思います。また、教育長会では、管理職の再任用の今後について

や、再任用職員への研修の必要性などについても、意見を伝えさせていただきました。

7日曜日には、大和市少年消防団第23期生の訓練発表会が行われ、参加させていただきました。今年の訓練発表は、4年生、5年生、6年生の学年別で、大きなセットを使用した見応えのあるものでした。6年生は、ファイヤーアスロンという競技性を取り入れたもので、特に女子隊員の素早さに拍手が送られていました。

10日には、県教育委員会主催の県・市町村教育長会議が行われました。県教育委員会からの説明項目としては、平成28年度当初予算案概要、県立高校改革実施計画、神奈川教育月間、インクルーシブ教育の推進などについてでした。当初予算にかかわって、私からは1点要望をお伝えしました。それは、先ほど県央管内の教育長会議の報告で触れた、就学援助事務に係る学校事務職員の加配についてです。就学援助の受給率が高い学校につきましては、学校事務職員が加配されるわけですが、27年度から基準はそのままに算定方法を県で変えたことから、27年度は4名の加配がなくなりました。また、来年度には6名の減が予定されており、2年間で10名の加配事務職員の減少ということになります。実際の事務が減っているわけではございませんので、こうしたことは学校事務の円滑な遂行に支障を来すことなどが予想され、非常に心配しております。なお、周辺市でここまでの減少に至った市はなく、算定方法の変更により、偶然大和市の学校が一気に影響を被る状態になったものとは思われます。しかし、事態が深刻なことから、現状をお話しして算定方法を戻していただけるよう、強く要望した次第です。また、現在大きな問題となっている、教科書検定本を事前に見て、学校現場の教員が謝礼を受け取っていたことに関してですが、神奈川県教育委員会と市町村教育委員会が連名で申し合わせ事項を作成することや、今回の事案への厳正な対処などを話し合いました。金銭の受け取りのあるなしにかかわらず、申請本を閲覧した事案は全国で5104件、神奈川県では262件ということで、文科省の依頼によって個々のケースの調査作業を各市町村で行っていたわけですが、本市におきましては調査の依頼はなく、対象となる職員がいなかったものと判断

しております。

11日には、神奈川県詩吟連盟の主催による県民吟道大会が生涯学習センターで催され、式典に参加し、お祝いを述べさせていただきました。また同日、保健福祉センターでスポーツ人の集いが開催され、功労表彰と成績表彰の表彰式が行われました。成績表彰において、つきみ野中学校のソフトボール部と、大和南高校のバレーボール部が受賞いたしました。ますますスポーツの盛んなまちになるよう、私どもも応援してまいりたいと考えております。

13日土曜日には、大和市防火・防災講演会が生涯学習センターで行われました。表彰式では、優良自主防災会表彰に続き、防火ポスター表彰が行われました。今年も市内小中学校から合計1,056点の多くの応募をいただいた中で、最優秀賞2点、優秀賞3点、優良賞4点、努力賞8点が表彰されました。ポスターの取り組みを通して、防火・防災の意識が子どもたちの中にも育ってくれるとうれしく思います。表彰に続いて、防災アドバイザーの佐藤榮一先生の講演を聞かせていただきました。さまざまな悲しい被災体験を私たちが生かさなければいけないという言葉が心に残りました。

15日には、第3回大和市総合教育会議が開かれました。教育委員の皆様もお疲れさまでした。第2回の総合教育会議で、教育委員の皆様から出されていたご意見に答える形で、修正された教育大綱が市長より示されました。協議の中で、教育委員の皆様がご意見や感想を話された後、教育大綱の案が調整されたことが確認されました。今後、教育大綱の理念を教育現場にも伝え、具体的な施策や取り組みの推進に努力したいと考えております。

最後に、西鶴間小学校の取り組みを報告させていただきます。西鶴間小学校では今年、学校創造裁量費を利用して、三浦校長を先頭に、コーディネーショントレーニングの導入に取り組みました。子どもたちの体力向上につながる運動学習能力を高めるとともに、自尊感情や自己肯定感をも育てる取り組みです。キーワードは、体幹と平衡です。16日土曜日に、日本コーディネーショントレーニング協会から講師を招いて、コーディネー

シヨントレーニングを学ぶ会を、教員や保育士、保護者に呼びかけて開催いたしました。私は残念ながら参加できなかったのですが、参加した指導主事の報告では、市内の教員を中心に40名ほどの参加があり、大変好評だったそうです。こうした学校独自の取り組みを作り出し、なおかつ、市内の教員たちにも発信してもらい、大変感謝しているところです。なお、東京都はこのコーディネーショントレーニングを、2020年までに全校で導入することを決めています。大和市でも広がりを目指したいと思います。

ただいま傍聴の希望がございました。許可してもよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○柿本 教育長 それでは、傍聴を許可いたします。暫時休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○柿本 教育長 それでは、再開いたします。
続きまして、次月定例会までの主な予定をお話しさせていただきます。

まず、学校訪問が2月17日・18日の二日間で予定されております。今年度最後の学校訪問で、小学校8校を予定しております。今回も、学校の様子とともに、学校からの要望や意見などを聞いてまいりたいと思います。

18日には、臨時小中学校長会を予定しております。昨日の総合教育会議を受けて、教育大綱について今までの経過等を含めて私からお話をするつもりです。

20日は自治会交流フェスタが予定されております。

28日には、委員の皆様にもご参加いただき、教育委員会表彰式を執り行う予定です。今年度の受賞予定の個人・団体は23人6団体でございます。よろしくお願いいたします。

3月2日には、第2回のいじめ問題対策調査会を開催いたします。

14日には中学校で、18日には小学校で、卒業式が挙行されます。

続いて、平成28年大和市議会第1回定例会の予定です。本会議初日は2月25日、最終日が3月23日です。一般質問は3月15・16・17日の三日間です。また、文教市民経済常任委員会は3月1日に、厚生常任委員会は2日に予定されております。

以上で、私からの報告を終わらせていただきます。

ただいまの報告に関し、質疑等がございましたらお願いいたします。

○石川委員 来年度から学校事務職員が削られるという話についてです。2年間で合計10名も減らされるということは、大和の学校教育にとって非常にゆゆしき事態です。教員でも10名減らされたら大変なことです。事務職員が減らされたら、今まで事務職員が担ってきたものを教員が担うことになるかもしれず、ひいては子どもたちの教育に対する教員の負担が更々大きくなる懸念があります。具体的にどのような算定方法になってそのような事態になってしまったのか、教えてください。

○柿本教育長 では、算定方法の変更についての説明を、犬塚学校教育課長、お願いします。

○犬塚学校教育課長 はい。公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第9条で、事務職員を複数配置する場合というのが決まっております。一つは学級数に対して行うものです。もう一つが、就学援助の受給者数と割合による算定で、同法施行令により、100人以上又は全体の25%以上の場合は加配すると定められております。そのため、100人未満になってしまったり、25%を割ってしまったりする場合は複数配置できなくなります。

今回県は、翌年度の受給見込み者数の算定方法を厳しくして、確実に100人以上又は25%以上となるように、今の在校生の実数を基にしたものです。つまり、来年度の小学校の例で言えば、新1年生の分は全く見込まず、来年度も2～6年生として残る今の1～5年生のうちで、受給者が100人以上いなければなりません。なおかつ、25%の割合の計算でも、分子は今の1～5年生の実受給者数ですが、分母は来年度の1～6年生の推計人数としています。これは、実際よりも厳しい見方です。

そのために、わずかに100人を超えなかったり、25%に満たなかつ

たりする学校が生じ、事務職員が削減される状況になっています。

○柿本 教育長 今の説明のとおり、もし新1年生に受給者が一人もいなくても、絶対に基準を超えるという方法になったということです。実態としては、新1年生に一人もいないということは、本市ではほとんどありません。実際の受給者数は今までと変わらなくても、今まで見込みで算定していた新1年生分が入らなくなったため、ちょうどボーダーライン付近にあった学校が落ちてしまうという状況が生まれたということです。

学校教育課長ももちろん全県の課長会議で、また私も先ほど申し上げましたように県央や、県の会議で強く訴えているのですが、大和市のように極端にしわ寄せが出る自治体があったという現状を、おそらくまだ県では捉えていなかったようです。我々としましては、そこをもう一度見直してほしいと強くお伝えしているところでございます。

この件で、もし何かご意見がございましたらお願いします。

○石川 委員 県も、予算面など厳しいのでしょうけれど、大和市の現状をきちんと訴える中で、できるだけ善処していただきたいと思います。

神奈川県や近隣市町村の中で、大和市がとりわけ就学援助受給率が高いわけですから、ほかのところではそんなに影響がないのではないかと思います。ですから、あまり関係ないという自治体が多いかもしれませんので、ぜひ、これは引き続きご努力いただいて、少しでも改善できるようにしていければと思います。ぜひよろしくをお願いします。

○青蔭 委員 10名というのは、かなり多い人数です。10名減るとなると、学校によって削られるところと削られないところがありますが、学校訪問の際には、どの学校からも人員増の要望があり、ここ数年特に強くなっています。教員か事務職員かに関わらず、とにかく人手が足りていません。ある学校では、校長すら授業を持つことがあるといます。

こういう現状を我々も見ている中で、今、石川委員からご指摘がございましたが、本市だけが非常に影響を受け大幅に減らされるというのは、やはりしっくりいかないものがあります。今後も、情報が入ればその都度教えてください。

また、実際に事務職員が減らされる学校においては、残った教職員で穴

を埋めるしかないわけです。一生懸命子どもたちに学業を教えるという情熱を持って教師になった皆さんが、違う仕事にも力や時間を割かないといけないとなると、その能力の範囲を超えてしまった場合、一番被害に遭うのは子どもたちです。その点をもう少し訴えていただいて、今後も分かり次第で結構ですから、お知らせいただきたいと思います。

○柿本 分かりました。今後も続けて努力していきたいと思います。この件はよ
教育長 ろしいですか。

では、この件以外で何かございますか。

○鈴木 では、私から1点。先日、小学校での車いすの福祉体験学習を見学する
委員 機会があったので、そのときの話です。

学習の中では、市の職員の中で、子どもたちの車いすを押している方のお話や、それに対する質疑応答などがありました。インクルーシブ教育がうたわれる中、また福祉教育に関しましても、非常に良い経験をさせていただきました。今後は、心の教育についても進めていっていただきたいという感想を持ちました。以上でございます。

○柿本 ありがとうございます。

教育長 ほかにはよろしいでしょうか。

ほかにないようでしたら、ただいまの報告に対する質疑を終了させていただきます。

◎議 事

○柿本 それでは、議事に入ります。

教育長 日程第1（議案第5号）「大和市教育局の権限に属する事務の補助執行にかかる協議について」を議題といたします。

細部説明を求めます。大下教育総務課長。

○大下 本件につきましては、2月8日付、大和市長から教育長に「行政組織の
教育総務 一部改正について」という通知がございました。内容は、「大和市教育局の権限に属する事務を補助執行させている大和市長の補助機関について、次のとおり組織改正を予定しておりますので通知いたします」という

ものです。

組織改正の概要は、平成28年11月3日からの生涯学習センター及び図書館の指定管理者による運営に向け、生涯学習センター及び図書館を統合した「図書・学び交流課」を新設するというものです。同課には、担当として「学び交流担当」「林間学習センター」「渋谷学習センター」「桜丘学習センター」「つきみ野学習センター」「図書担当」「視聴覚ライブラリー」が配置され、改正は、平成28年4月1日付ということです。

本議案は、こちらの通知を受け、教育委員会から市長に対し、地方自治法第180条の7に基づき協議をすることについて、ご審議いただくものです。

地方自治法第180条の7は、“委員会は、市長と協議して、その権限に属する事務の一部を市長部局の職員に補助執行させることができる”という規定です。今回、補助執行先の組織が変わることとなったため、改正後の組織においても補助執行してもらうためには、その規定に基づき協議をしたうえで、補助執行の内容を定める規則を改正する必要があります。

協議の内容は、「大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行について（協議）このことについて、大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則に基づき、当委員会が管理及び執行する事務につき、貴職の事務を補助する職員に補助執行させる事務について、下記のとおり改正したいので、地方自治法第180条の7に基づき協議します」というものです。

改正は、3点ございます。

1点目は、今回の組織改正に係るもので、教育委員会の権限に属する事務のうち「文化スポーツ部長及び図書館の職員」「文化スポーツ部長及び生涯学習センター職員」に補助執行させる事務について、平成28年4月1日から「文化スポーツ部長及び図書・学び交流課の職員」に補助執行させるというものです。課名の部分が改正されます。

2点目は、1点目の改正後の文化スポーツ部長及び図書・学び交流課の職員に補助執行させる事務について、平成28年9月1日から、視聴覚ライブラリーに係る部分を削除するものです。こちらは、本年1月に、大和

市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例を廃止する条例を市議会に提出するよう、教育委員会から市長へ申し出をしており、可決されれば8月末で視聴覚ライブラリーが廃止されますので、今回併せて協議をするものです。

3点目は、1点目の改正後の文化スポーツ部長及び図書・学び交流課の職員に補助執行させる事務について、平成28年11月3日から改正するもので、具体的な内容は別表に示しております。こちらは、11月3日から生涯学習センター及び図書館が指定管理者による管理に移行することが決まっておりますので、今回併せて協議をするものです。主としては、指定管理者に移管する業務を除くため、文言を整理したものです。

参考として、大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の新旧対照表を、3段階に分けて添付しております。また、現行規則も添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○柿本 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。
教育長

○石川 市長からの組織改正についての通知の中に、改正後の組織の担当として
委員 視聴覚ライブラリーがあります。視聴覚ライブラリーは、廃止することで進めていると思うのですが、通知を受けた2月8日時点では、まだその決定は、なされていないと考えてよろしいのでしょうか。

○桜井 視聴覚ライブラリーは、前回の定例会で廃止条例を市議会に提出するよう
図書館長 う市長へ申し出することについてご審議いただきましたが、8月までは現図書館での運営が続き、その間は視聴覚ライブラリーも存続します。条例が可決されれば、現図書館が閉館する8月いっぱいまで視聴覚ライブラリーを廃止することになりますので、4月1日現在では、まだ存在することになります。

○石川 了解しました。
委員

○篠田 確認ですが、3点目の改正で、改正後の事務に「図書資料等の選択に関する
委員 すること」とあります。これは、図書館が指定管理になっても、運営管理

だけお願いして、図書資料等の選択、蔵書の実行は、今までどおり市で行うということによろしいですか。

○桜井 現行規則では「図書資料等の選択、受入及び保存」とありますが、指定
図書館長 管理への移行後は、受入・保存については指定管理者が行います。ただし、蔵書の実行については、やはり地域性等を考慮して行わなければなりません。また、指定管理者は今後変更することもございますので、選書に関しては、引き続き市が責任を持って行うということで、実行の部分は残したものです。

○篠田 分かりました。

委員 もう一つ、各地区の学習センターにも図書室があると思うのですが、こちらの管理運営は市で引き続き行うということによろしいですか。それとも図書館の指定管理への移行後は、学習センター内の図書室に関しても、指定管理者が入ることになるのでしょうか。

○桜井 現在、図書館というものは、現図書館のみです。各学習センターにある
図書館長 図書室は、公の施設である学習センターの中の一施設という扱いです。図書館が指定管理者になっても、学習センター図書室の管理運営は変わりません。

現在、各学習センターの図書室は、委託という形態を取っております。市の施設を市が管理運営しているのですが、事務を一部業務として委託しており、今のところ現行のまま行っていく考えでございます。

○篠田 分かりました。今まで、図書館本館で借りたものを、学習センター図書
委員 室で返却できましたが、その点は今までどおり変わらないと考えてよろしいでしょうか。

○桜井 あくまで運営母体がどこなのかというところですので、利用者の方の使
図書館長 い勝手、サービスといったものに変更はございません。

○篠田 分かりました。

委員 もう一つ、先ほどの図書資料の実行に関して、司書の方がいると思うのですが、その方は「図書担当」になりますか。

○桜井 そのとおりでございます。

図書館長

○篠田 分かりました。ありがとうございました。

委員

○鈴木 1点質問です。4月からの組織で「図書・学び交流課」となるということですが、この名前の由来を教えてください。

委員

○北島 ご存じのように、新施設が指定管理制度を導入するということで、事務文化が減りますので、今の図書館と生涯学習センターの2課を統合し、一つのスポーツ課にすることになりました。

部長

市の組織名称は、本件に限らず、なるべく名称から業務内容が分かるようにということを基本につけております。統合後の名称については、いくつか案がございましたが、採用されたもののポイントとして、一つは図書館を所掌していることが分かりやすいように「図書」という言葉を残したことです。もう一つは、生涯学習の方の「学習」を少しやわらかいイメージで「学び」という言い回しにしたことです。そして、「交流」という文言を加えていますが、新しい施設が特に交流スペースを大きく取っており、これからの生涯学習センターの機能として「交流」というのが非常に大事になると考えたものです。これは、人との交流だけではなく本との交流ということもあり、「交流」がキーワードになるだろうと考え、その三つを合わせて「図書・学び交流課」になったものです。

○柿本 ほかにはよろしいでしょうか。

教育長

ほかにないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより議案第5号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

○柿本 異議なしということで、議案第5号は可決いたしました。

教育長

続きまして、日程第2(議案第6号)「学校教育法施行細則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。犬塚学校教育課長。

○犬塚 本件は、学校教育法等の一部を改正する法律が、平成27年6月24日学校教育に公布され、平成28年4月1日に施行されることになったため、関係規則を改めるものです。

課長

学校教育法施行細則では、第7条で「区域外就学」について定めております。私立学校や、例外的に他市町村の小中学校に通う場合に届け出るものです。現行規則では、届出を要する場合を「大和市立の小学校又は中学校以外の小学校又は中学校に就学させようとするとき」と規定していますが、改正後は、「大和市立の小学校又は中学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとするとき」としています。

今回の学校教育法改正により、小中一環教育の実施を目的として、義務教育学校の制度が創設されます。そのため、例えば他市に義務教育学校が創設された場合、本市からの区域外就学の対象となり得ることになりますので、文言を追加するものです。

もう一つの中等教育学校については、現在近隣では相模原市にありますが、そちらに行く場合も届出が必要になります。これまで、事務的には届出の対象として学籍管理をしていましたが、今回の規則改正に合わせてこちらも追加することとしました。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○柿本 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。
教育長

○青蔭 今、ご説明いただいたとおり、児童生徒の就学先についてきちんと教育
委員 委員会が把握をする仕組みになっており、非常に良いことだと思います。

○石川 確認ですが、要するに今回学校教育法が改正されたことによる規則改正
委員 と判断してよろしいですか。つまり、大和市に義務教育学校といったものを将来的に設置することを考えているかどうか、いかがでしょうか。

○犬塚 現時点では考えておりません。あくまで区域外就学の届けを出してもら
学校教育 うために、今後もし他市に設置された場合にも適正に対応できるよう、規則
課長 を整備しておくものです。

○柿本 よろしいでしょうか。
教育長
ほかにないようでしたら質疑を終結いたします。
これより議案第6号について、採決いたします。
本件の原案についてご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

○柿 本 異議なしということで、議案第6号は可決いたしました。
教育長 続いて、日程第3（議案第7号）「平成27年度大和市教育費補正予算案について」を議題といたします。

細部説明を求めます。大下教育総務課長。

○大 下 教育部所管分についてご説明いたします。
教育総務 初めに歳出予算について、事業費の確定に伴う減額が主なものとなっております。
課 長

補正の概要ですが、まず、10款2項小学校費3目学校建設費の01小学校大規模改修事業について、補正額は2億955万1,000円の減額です。内容については、後ほど説明させていただきます。02小学校防音設備整備事業には中事業が二つあり、小学校防音設備整備事業が4,129万1,000円の減額、桜丘小学校防音設備整備事業が6,847万5,000円の減額です。03文ヶ岡小学校増築事業については、2,125万4,000円の減額となっております。

10款3項中学校費3目学校建設費については、01中学校大規模改修事業が1億1,648万9,000円の減額、03中学校防音設備整備事業が1,177万2,000円の減額です。

繰越明許については、10款2項小学校費の文ヶ岡小学校増築事業において、561万6,000円の繰り越しをするものです。

次に、補正の内容等をご説明します。まず、小学校大規模改修事業の補正理由ですが、大和東小学校、下福田小学校、福田小学校、文ヶ岡小学校のトイレ改修工事は、文部科学省の学校施設環境改善交付金を活用して実施する予定でしたが、文部科学省が耐震化等の防災機能強化を推進する補助金の交付を優先したために不交付となりました。これにより、翌年度に事業を延伸したことから、減額補正を行うものです。

続いて、文ヶ岡小学校増築事業です。事業費は、増築工事の執行残を減額します。国庫支出金については、増築工事で活用する文部科学省の公立学校施設整備費国庫負担金が、平成27年12月に追加交付されたことにより、増額します。補正内訳は表のとおりで、増築工事、児童遊具の設置工事等が関係しております。先ほど申しました繰越明許費の設定の理由

は、児童遊具の設置工事について、増築工事のスケジュールが電気工事の入札不調により遅れたため、3月下旬まで遊具設置の工事スペースや搬入路が確保できないことから、年度内に工事を完了できなくなったことによるものです。

続いて、中学校大規模改修事業です。補正の理由は、下福田中学校トイレ改修工事について、先ほどの小学校と同様に、文部科学省の交付金が不交付となったことにより、事業を翌年度に延伸するため減額補正をするものです。また、非構造部材耐震改修工事及び設計委託、鶴間中学校給水設備改修工事の落札残を減額補正するものです。補正内訳については、工事請負費と委託とありますが、それぞれ予算現額と執行見込額の差が執行残額となり、その合計が補正額となるものです。

次に、歳入について、こちらも減額が主となります。15款1項3目国庫支出金・国庫負担金・教育費国庫負担金の小学校費負担金、01文ヶ岡小学校増築事業負担金については、補正額が2,649万6,000円の増額です。こちらは、先ほどご説明した追加交付により増額となっておりますが、それ以外の補助金については、事業費の減額に伴い、歳入も減額となったものです。

教育部所管分については以上です。

○柿本 教育長
では続いて、樋田文化振興課長。

○樋田 文化振興課長
文化スポーツ部所管分についてご説明いたします。
初めに歳出予算について、新生涯学習センター施設整備事業と新図書館施設整備事業の2件です。どちらも社会資本整備総合交付金の減額に伴い、財源更正を行うものです。いわゆる国庫支出金の減額により、その分を一般財源から支出するというものです。

続いて繰越明許について、生涯学習センターの解体事業です。補正の理由は、生涯学習センター北館改修設計の業務委託について、当初は全部取り壊す予定でしたが、最終的に北館を残すことになりました。設計委託をすることになった関係で、北館の構造計算を行う必要が生じ、年度内に完了することができなくなったことから、繰越明許費を設定するものです。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○柿本 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願ひいたし
教育長 ます。

○石川 こうして見ると、学校等の改修の予算というのは、国の補助金を当てに
委員 していることがよく分かります。ですから、実際に補助金が出ないこと
になると、今回のように来年度に繰り越し、本来ならば今年やりたかったも
のが延伸されてしまうこととなります。来年度もできるかどうか、実際は
分からない、補助金頼りの運営であることが残念です。補助金が出ないの
だから仕方がないと言えばそうなのですが、国は少なくとも出すという見
込みの中で大和市は予算を立てました。それについて、年度が始まってみ
たら、他の用途を優先したので交付できないということになっています。

このシステム自体が、本来的にはまずいのではないかという気がするの
です。これは、ここで言っても仕方がないことかもしれませんが、実際市
の担当者や学校現場は大変にやきもきすることになりますので、その辺り
国はどのように言っているのですか。

○大下 今、委員がおっしゃったとおり、当てにしていた交付金が不交付になっ
教育総務 たことにより、実施できない事業が生じました。今回不交付になった理由
課長 は、耐震強化に比重を置くこととし、それを優先するというものでした。

一方では、この交付金については、大和市では、下福田、光丘、つきみ
野の各中学校でつり天井の非構造部材耐震改修工事に充てることができました。
国の施策においては、何を優先するかを国が決めるわけですが、優
先するもの以外の各補助金が出ないかどうか、国ははっきりと断言しない
のです。私どもも、トイレの改修については平成30年を目途に整備をし
ているわけですから、来年度予算にも計上しました。

ただ、今回計上して交付金が出なかったことについては、当然文科省に
確認しており、大和市だけではなく、こういった補助金削除は当然ほかの
自治体にも影響しております。そのため、期成同盟というもので、連名し
て国に要望していくわけです。その要望等を含めた中で、来年度のことも
確認しましたら、昨年要請して、ある市については優先すると言われてい
るところもあるそうですが、これも100%担保があるわけではありませ

ん。

国の補助金が出なければ市の財源でという考え方もありますけれども、施設の改修というのは大きな予算を伴うものですので、やはり国の動向を注視しながら進める必要があると考えております。

市としては、必要な事業ですので、この後平成28年度当初予算をご審議いただきますが、来年度も小中学校合わせて5校、先送りになったものを計上しております。私どもも、文科省の補助金が出るように強く要望していつ、交付されるよう努力したいと思っております。

○篠田 質問と確認です。文ヶ岡小学校増築事業の中で、児童遊具の設置工事等
委員 に関しては、入札不調により遅れたとありますが、この児童遊具3基の内容を教えてください。また、遅れにより体育の授業などへの影響はないか、確認させてください。

○大下 遊具3基は、登り棒、うんてい、ジャングルジムです。鉄棒など、基本
教育総務 的な遊具は校庭に残っておりますので、授業等には影響ないと聞いており
課長 ます。

○篠田 分かりました。
委員

○鈴木 2点お聞きします。生涯学習センター解体事業の中で、北館の改修設計
委員 業務とあります。この北館というのは、ホールの隣の建物でよろしいでしょうか。また、直接関係ないかもしれませんが、図書館の改修は、ほかの予算で行うのでしょうか。

○樋田 北館については、委員のおっしゃるとおりです。
文化振興 図書館に関しては、教育費ではなく、一般会計の市長部局の予算で対応
課長 しております。

○柿本 よろしいですか。
教育長 ほかにはないようでしたら、質疑を終結いたします。
これより議案第7号について採決いたします。
本件の原案についてご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

○柿本 異議なしということで、議案第7号は可決いたしました。

教育長 続いて、日程第4（議案第8号）「平成28年度大和市教育費当初予算案について」を議題といたします。

細部説明を求めます。大下教育総務課長。

○大下教育総務課長 初めに、平成28年度一般会計当初予算について、一般会計が752億3,000万円、このうち教育費は、76億3,367万2,000円です。対前年度比、教育費は29億8,998万4,000円の減となっております。一般会計に占める教育費の割合は、10.15%です。

一般会計と教育費の推移を表したグラフがありますが、教育費は先ほど説明したとおり、前年度比約30億円の減となり、グラフが下がっています。こちらの主な理由については、26・27年度が文化創造拠点の生涯学習センター、新図書館の公有財産購入費に伴い大きく増加しており、その分が減ったことによるものです。

続いて、当初予算額及び最終予算額の推移についてご説明します。この表は、26・27・28年度の予算について、上段は目レベルでの金額、下段には主な事業を記載し、それぞれ前年度、前々年度と比較できるようになっております。

まず、1項教育総務費です。当初予算が12億6,957万5,000円で、対前年度4.9%、5,880万3,000円の増となっております。

主な理由をご説明します。

4目教育指導費が約5,400万円増額になっております。主な事業として、英語教育推進事業については、8,922万1,000円、前年度と比べて約5,000万円の増となっております。こちらは、12月補正予算の際にもご説明しましたが、28年度から英語教育推進のための事業委託を実施するため、主にこれに伴い事業費が増額しています。

特別支援教育推進事業については、8,083万9,000円で、468万2,000円の増額となっております。特別支援教育ヘルパーを引き続き80人配置するほか、スクールアシスタントを33人から36人へ3人増員するため、増額しております。

いじめ・不登校等対策事業については、1,781万8,000円で、

349万8,000円の増額になっております。学級集団アセスメントについては、小学5年生、中学1年生、全学校で2回実施することとしました。また、児童支援中核教諭の授業を代替する非常勤講師を小学校9校に配置していますが、9人から11人に増員しております。

学力向上対策推進事業については、8,396万1,000円で、1,820万9,000円の増となっております。夏休みに「夏休み寺子屋やまと」を市内全小学校で開催するとともに、「放課後寺子屋やまと」を27年度から実施している13校においては、対象学年を全学年へ拡大することにより、事業費が増額となっております。

教育用コンピュータ整備事業については、2億4,201万3,000円で、409万1,156円の増となっております。27年度までに小中学校へ整備したタブレット型コンピュータ等や、教職員一人に1台整備した校務用パソコンの保守・管理などにより、増加となっているものです。

5目青少年相談費の事業では、青少年相談・街頭補導事業が4,865万9,000円で、297万5,000円の増です。相談員、専門街頭指導員、心理カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置していますが、特に、来年度は心理カウンセラーを2人から3人に増員いたします。

不登校児童生徒援助事業については、1,792万5,000円、81万8,000円の増となります。事業内容は、教育支援教室に指導員等を配置しているほか、不登校生徒支援員を中学校全9校へ配置しています。

続いて、2項小学校費です。当初予算額は、14億6,474万7,000円で、対前年度比9億2,678万5,000円の減となっております。

主な事業として、2目教育振興費の小学校学用品等就学援助事業が1億9,828万1,000円で、1,285万4,000円の減額となっております。受給見込者数の減となります。

小学校教材等整備事業については、1,909万7,000円で、2,250万8,000円の減です。これは、27年度には学校創造校長裁量費があり、その分減ったことが大きな要因です。

小学校図書館教育推進事業については、4, 272万4, 000円で、187万6, 000円の減となっております。事業内容は、学校図書館司書を各校1名配置、学校図書館スーパーバイザー1名配置、蔵書の電算管理システムの管理・運用等です。

3目学校建設費では、小学校大規模改修事業が3億1, 038万7, 000円で、前年度の補正後最終予算見込み額と比べ2億7, 814万6, 000円の増となっております。主な内容としては、引地台小の渡り廊下改修、大野原小の防球ネット設置とプール受水槽改修、桜丘小のプール塗装改修、林間小、草柳小の立体遊具解体撤去、下福田小、福田小、文ヶ岡小、大和東小のトイレ改修です。4校のトイレ改修工事は、先ほど補正予算の議案でご説明した、27年度から28年度へ延伸した事業となります。いずれも学校訪問等の中で学校から要望があったものです。

小学校防音設備整備事業については、2億3, 952万2, 000円で、5億8, 909万円の減額です。渋谷小が28・29年で改修工事を行うもので、大規模改修（復旧防音）工事、工事監理業務委託、仮設プレハブ校舎使用料です。桜丘小の改修工事と文ヶ岡小の増築工事が完了したので減額となっております。

続いて、3項中学校費です。当初予算は、10億3, 942万6, 000円で、前年度比2億1, 890万5, 000円の増です。

2目教育振興費では、中学校学用品等就学援助事業が1億5, 793万7, 000円で、552万3, 000円の減となり、小学校同様受給見込者数の減ということです。

中学校教材等整備事業については、897万4, 000円で、811万円の減です。こちらも小学校同様、学校創造校長裁量費の減によるものです。

3目学校建設費では、中学校大規模改修事業が1億1, 151万1, 000円で、637万9, 000円の増です。主な内容は、下福田中の給水設備改修、渋谷中のホワイエの部分の非構造部材耐震改修、下福田中のトイレ改修工事です。

中学校防音設備整備事業については、3億2, 591万2, 000円

で、3億2,046万5,000円の増となっております。内容は、南林間中の復旧温度保持除湿工事監理業務委託、下福田中の復旧温度保持除湿工事設計業務委託で、南林間中の工事实施に伴い増額となっているものです。

続いて、4項社会教育費です。当初予算が23億1,461万6,000円で、対前年度16億6,324万7,000円の減です。

主な事業として、2目青少年育成費では、青少年キャンプ施設管理運営事業が942万6,000円で、136万円の増となります。キャンプ場管理運営事業委託料等に係る経費です。青少年センター施設維持管理事務は、1,562万7,000円で、411万3,000円の減です。放課後子ども教室管理運営事業は、4,755万円で、60万3,000円の増です。こども体験事業は、155万3,000円で、8万9,000円の増です。

3目公民館費では、生涯学習センターホール施設維持管理事務が655万9,000円で、581万1,000円の減です。学習センター施設維持管理事務は、2億699万6,000円で、3,459万7,000円の増です。生涯学習センター解体事業は、1億6,820万円で、1億6,125万9,000円の増です。

新生涯学習センター施設整備事業については、2億91万3,000円で、前年度に比べて5億4,799万円の減です。新生涯学習センターに係る公有財産購入費であり、26・27年度にも計上しておりますが、大きく減額になっております。

学習センター施設整備事業については、桜丘学習センターに係る改修工事設計業務委託により、1,278万3,000円の皆増となっております。また、生涯学習センター管理運営事業は、新生涯学習センターに係る管理運営経費ということで、1億8,166万6,000円の皆増となります。音楽・演劇フェスティバル開催事業については、市長権限に移管しております。

4目図書館費では、図書館資料貸出事業が1億8,928万2,000円で、3,283万5,000円の増です。図書購入費、新図書館用図書

購入費等が計上されております。

図書館施設維持管理事務については、3,215万6,000円で、642万8,000円の減です。

新図書館施設整備事業については、5億3,077万1000円で、17億2,650万3,000円の減です。新生涯学習センター同様、公有財産購入費であり、大きく減額しております。

図書館管理運営事業については、2億7,662万1,000円で、新図書館に係る管理運営費として2億3,397万2,000円の増になっております。

5目文化財保護費では、埋蔵文化財保護事業が790万円で、47万円の減です。郷土民家園管理運営事業は、911万3,000円で、16万9,000円の減となります。

最後に、5項保健体育費です。当初予算は、15億4,530万8,000円で、対前年度6億7,766万円の減です。

主な事業として、1目保健体育総務費では、学校施設スポーツ開放事業が3,535万5,000円で、138万円の減です。学校開放、学校プール開放の管理委託に係る経費です。

スポーツセンター施設管理運営事業、庭球場施設管理運営事業、スポーツ広場管理運営事業、野球場（下福田）施設管理運営事業については、市長権限へ移管されております。

2目体育施設費についても、市長権限へ移管されておりますが、スポーツセンター施設大規模改修事業です。

3目学校給食管理費では、北部、中部、南部学校給食共同調理場運営事業については、4億9,692万9,000円で、608万5,000円の増です。

単独調理校運営事業については、2億1,676万円で、4,241万9,000円の増です。直営校が草柳小、深見小、委託校が北大和小、林間小、西鶴間小、桜丘小、大和小、渋谷小となっております。

受入校運営事業については、給食機器等修繕と施設保守点検業務委託で、105万1,000円です。給食共同調理場・単独調理校・受入校施

設維持管理事務については、9,917万2,000円で、1,406万2,000円の増です。施設修繕費、施設保守点検業務委託料等の計上です。

学校給食施設大規模改修事業については、9,122万円で、3,056万1,000円の増になっております。主な内容は、下福田中の給食用エレベーター改修、北部調理場の受変電設備改修、柳橋小ほか4校の小中学校給食用エレベーター改修、北部調理場の受水槽改修で、いずれも施設の老朽化に伴い改修するものです。

学校給食費助成事業については、1,083万円で、4万7,000円の減と、前年度と同程度の予算規模になります。市立小中学校に同時に通う第3子以降の児童・生徒の給食費を助成するものです。

続いて、教育関係予算の歳入についてです。増減の大きいものだけ取り上げさせていただきますと、まず15款1項3目教育費国庫負担金です。前年度比7,941万7,000円の皆減ですが、増築が終了したことによるものです。

15款2項7目教育費国庫補助金については、前年度比4億2,827万9,000円の減です。こちらも桜丘小の工事完了によるほか、それぞれ歳出の減に伴い減額になっております。中でも5番の社会資本整備総合交付金が約4億円、市長権限ですが6番の保健体育費補助金が2億9,700万円の減で、これらが大幅な減になったものです。

建設に伴う教育債についても、前年度比20億7,880万円の減です。特に、3番目の社会教育債が14億8,870万円の減、4番目の保健体育債も2億8,880万円の減となっております。

そのほか参考資料として、平成28年度予算書及び予算書付属説明資料の抜粋を添付しております。付属説明資料は、28年度の主要事業として、人の健康に関するものと、大和駅東側第4地区再開発事業に関連するものを掲載しております。

教育部としての説明は以上です。

○柿本
教育長

続いて、樋田文化振興課長。

○樋田 文化スポーツ部所管の教育費予算における主要事業について、説明させ
文化振興 ていただきます。予算書附属説明資料にございます、大和駅東側第4地区
課長 再開発関連事業のうち、教育費に係るものについてご説明します。

初めに、施設整備に係る二つの事業についてです。先ほど大下教育総務課長からも説明がありましたけれども、新生涯学習センター施設整備事業については、事業費が2億91万3,000円、新図書館施設整備事業は5億3,077万1,000円となっております。いずれも、大和駅東側第4地区市街地再開発組合から3か年で保留床を購入し、施設整備を行うもので、平成28年度は最終年度となっております。

次に、生涯学習センター管理運営事業費では、施設の開館に必要な備品の購入、そして11月に開館する施設の指定管理料などを措置しております。事業費としては、1億8,166万6,000円です。また、図書館管理運営事業についても、施設開館のための備品購入費や施設運営のための指定管理料などを措置しております。事業費としては、2億7,662万1,000円です。

最後に、生涯学習センター解体事業ですが、生涯学習センターが移転した後に、跡施設の解体工事を行うものです。平成28年から29年度の継続費として、総額で3億2,601万6,000円を措置し、平成28年度の事業費については、1億6,820万円になります。

以上です。

○柿本 細部説明が終わりました。大分多岐にわたっておりますが、質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○篠田 質問ですが、単独調理校運営事業の中で、直営校が3校から2校に減って、委託校が5校から6校に増えています。その中で、4,241万9,000円増額となっているのは、食数による増額と考えてよろしいですか。

○佐藤 こちらについては、現在直営である林間小学校が平成28年4月から業務委託となります。その関係で、委託料分が増額となっております。職員給与費が減額になる部分がございますが、この中で増額しているのは業務委託の分です。

- 篠田 委員 基本的に、業務委託とすると増額になるという考えでよろしいのですか。
- 佐藤 保健給食課長 業務委託ですので、こちらは業者の人件費も含んだ業務委託料となります。市の職員の人件費は、教育費には含まれておりません。人件費分は、別の費目で減額となっておりますので、こちらの費目で見ると増額になってまいります。
- 石川 委員 今回の件で、今回直営校が草柳、深見の2校になってしまったのですが、今後この2校も業務委託をしていく方向ですか。業務委託をするとその分の予算は上乘せされますが、人件費等が削られて、トータルでは減にならなければ委託する意味がないので、その辺いかがでしょうか。
- 佐藤 保健給食課長 残りの直営2校については、当面この体制で行ってまいります。安定した給食の提供を考え、今後の定年退職の状況を見ながら、必要に応じ体制を検討してまいります。現時点では、この先の計画は未定です。
- 柿本 教育長 定年退職等の状況の中で検討してまいります。現在はまだ業務委託への移行は考えていないということでございます。
- それ以外に何かございますか。
- 石川 委員 英語教育推進事業ですが、英語指導助手と外国語活動指導助手派遣のほか、英語教育の推進に向けての第一段階として増額したという考え方でよろしいですか。
- 藤井 指導室長 はい、そのとおりです。今後3年間を見越して、教員たちの指導力向上、またカリキュラムや教材を整備していくことなどを含めて行ってまいります。
- 石川 委員 英語教育推進事業に関しては、市民の中にもいろいろなご意見がある中で、藤井室長が教育関連の雑誌で広報していたようですけれども、今後学校に英語教育が導入されていくことは確実だということで、市民の理解が得られると判断されていますか。
- 藤井 指導室長 まず、国の動きですけれども、平成32年度に新学習指導要領の全面実施が予定されており、小学5・6年生に英語科が確実に入ってまいります。3・4年生についても、活動型ということで今の時間数よりもさらに多くなることは確実です。その中で、さらに前倒しをしていくという動き

も実際にあり、早ければ30年度に、2年前倒しされる可能性もあります。今我々が、28年度から3年かけてと考えている要因の一つには、そういった国の動向を見てのことがあります。

もう一方で、これからの時代を生きていく子どもたちに関しては、英語教育が非常に重要であるということも含めて、これまでの英語教育というのは、コミュニケーション力をつけるのが難しい部分もありました。そのため、ぜひ、子どもたちが英語で外国の方とコミュニケーションが取れた喜びなども感じてもらえるような教育ができればと思っております。

そのような方向性で教育委員会としては発信していきたいのですが、市民の方々にもできるだけご理解いただくよう努力していきたいと思っております。

○石川委員 そのように、理解を得るという意味でも、英語教育については、機会を捉えてできるだけアピールをしていくことが重要なのだと思います。それでいて、日本語や他の教科もしっかりやっていくということもアピールしていくような方策を今後考えた方が良くと思います。

○柿本教育長 本格導入に向け、教員の負担をなるべく軽減できるよう、研修や教材、教育課程の整備を進めながら、3年後にどの教員も、楽しく子どもたちと英語を学べるようになっているよう準備していきたいと思っております。

それ以外でいかがでしょうか。

○青蔭委員 今回の予算で、教育費については減額もありますが、事業によっては増額していただいているものもあり、限られた予算の中で調整していただき、ありがたく思っております。ぜひ、この予算を有効に使う中で、子どもたちの教育環境がより良くなればと思っております。

○柿本教育長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにはないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより議案第8号について採決いたします。

本件の原案についてご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

○柿本 異議なしということで、議案第8号は可決いたしました。

教育長 次に、日程第5（議案第9号）ですが、議事運営上日程を変更し、その他の後に審議することといたします。

◎その他

○柿本 それでは、その他に入ります。

教育長 各課での報告事項について、順次報告してください。

初めに、「通学路の安全対策に係る要望とその対応状況について」。犬塚学校教育課長。

○犬塚 「大和市教育委員会の会議における報告事項に関する申合せ」に基づく学校教育報告をいたします。通学路の安全対策に係る要望とその対応状況ということで、大野原小学校区で、12月22日に受理しました。対応としては、回答を1月19日に得ております。順次行うという方向性が出ております。新たな要望はいただいております。以上です。

○柿本 何かこの件でございますか。よろしいでしょうか。

教育長 では、続きまして、いじめを考えるフォーラムの実施報告について。藤井指導室長。

○藤井 平成27年度いじめを考えるフォーラムについて、報告をさせていただきます。

今年度のいじめを考えるフォーラムは、大和市におけるいじめ対策の取り組みを市内に周知するとともに、学校・家庭・地域が連携して子どもたちを育てていく取り組みを推進するという目的のもと、1月30日土曜日1時30分から4時に、渋谷学習センターを会場として開催いたしました。いじめ・暴力行為等防止ポスター優秀賞の表彰から始まり、昨年度の中央林間小6年生の取り組みや、中学校の取り組み事例の発表、さらに神田外語大学の嶋崎教授による講演などを行いました。

なお、表彰式では、篠田委員にプレゼンターも務めていただき、誠にありがとうございました。

いじめ・暴力行為等防止ポスター優秀賞作品は、どれも制作者のメッセージや図の構成が、見ている人たちへ強いメッセージを発信しているもの

で、すべての小中学校にパウチしたものを配付して掲示してもらっております。

また、中央林間小学校の発表は、一時的な取り組みではなく、5・6年生という2年間、長いスパンの中で友達の大切さや感謝の気持ちなどをどのように実感させていくか、また、平和という大きなテーマの中に身近な平和とは何かを考えさせるなど、大人からの一方的な発信ではなく、子どもたち自身が自分たちのこととして体験し、考えた活動というものでした。意義深い内容であり、今回参加した学校の先生方にも、自分たちの学校の取り組みに対し、とても参考になったのではないかと考えております。

鳴崎教授の講演は、事例などを引用し、非常に説得力のある内容でした。例えば、子どもたちを肯定的に見る、“例外探し”というお話がありました。指導を要することが多い子どもの場合であればあるほど、日ごろから良いところを観察し評価をしていくこと、その子のことを好きであるという気持ちを持ちながら対応していくことで、本人にも変化が表れていく、例外が日常化すれば問題は解決するというものでした。

当日は、さまざまな立場の方に参加していただき、会場がほぼ満員の状態でした。参加人数やアンケート結果、感想につきましては、報告書にまとめております。

この結果からも、有意義なフォーラムを実施することができたと考えております。しかし、今後は同様の形式にこだわらず、子どもたちが毎日楽しく通えるような事例の紹介など、子どもたちが主役となり、安心する場となるよう考えていきたいと思っております。

なお、来年度につきましては、不登校をテーマにフォーラムを開催する予定です。

以上で、報告を終了いたします。

○柿本 教育長 ありがとうございます。ただいまの報告について、何かございましたらお願いいたします。青蔭委員。

○青 蔭 有意義なフォーラムで、参加させていただいて良かったと思っております。
委 員

ただ、先般、川崎の事件で、市民の方々がいまだにあの河原に花を手向け、自分たちがなぜ何か手を打てなかったのかと泣いておられる姿を拝見しました。今回のフォーラムの目的が、学校・家庭・地域という3本柱で子どもたちを救っていこうということを目指すならば、今後ですが、市民の方々にもう少し周知徹底をしてほしいと思います。学校の教員や行政職員が集まるのは当たり前のことで、川崎市民の方々の涙から教わるべきことは、市民の方々に、いかに危機感を持って子どもたちに目を向けていただくか、ここが生命線で、最も重要なことだと思うのです。毎回、水を差すわけではありませんが、参加人数がいつも少ないので、時期も含め、もう少し周知徹底を工夫していただきたいと思っております。

○柿 本 ありがとうございます。よろしく願いいたします。
教育長 ほかはいかがでしょうか。石川委員。

○石 川 今回のフォーラムに参加し、中身についてはとても良かったのではない
委 員 かと思います。特に学校の取り組み、講師の方のお話など、本当にためになりました。

今後については、今、青蔭委員からの話もありましたように、市民をどのように取り込んでいくかが鍵だと思います。特に、自治会などの団体の方たちにも呼びかけるような形で広めていくことが大事だと思います。そして、いじめというのは、このようなものを幾らやっても、起きるときは起きてしまうものだと思うのです。ですから、地域も含め、みんなの目で子どもたちを見ていくにはどうしたら良いかを考えていくようなフォーラムができればと思います。以上です。

○篠 田 今、皆さんがおっしゃったように、本当に全体として良い内容のフォー
委 員 ラムでした。指導室でもいつもいろいろ苦慮しながら内容を考えてくださっている中で、参加人数も増えてはいるものの、やはり依然として少ない、特に20代・30代が少ない状況です。講師の先生のお話は、教師、保護者だけでなく地域の方々の立場でも伝えてくださって、それぞれの立場での子どもとの関わり方を大変分かりやすく示してくださいました。せ

っかくのお話を、もっと多くの方に聞いていただきたかったと思います。

いつも周知に努めてくださっているとは思いますが、もうすぐ新学期が始まります。そこで例えば学校では、時期が近くなってからの手紙での周知だけでなく、4月の保護者懇談会のときなどに、毎年読書フォーラムやいじめ・不登校のフォーラムが開催されるので、ぜひ参加してくださいと口頭での呼びかけがあったらまた、記憶にも残り参加しやすくなるのではと思います。同時に、保護者の方の参加が増えると、市民の方々にもだんだん広まっていくのではないかと考えました。ぜひお願いいたします。

○柿 本 ありがとうございます。指導室で検討をお願いします。

教育長 ほかにはよろしいですか。

では、ないようですので、報告事項については終了いたします。

事務局より何かございますか。

委員の皆様から何かございますか。

特にないようでしたら、3月の会議の日程をお知らせいたします。

3月定例会は、3月29日火曜日午前10時からを予定しております。

続きまして、先ほど日程変更いたしました日程第5（議案第9号）ですが、非公開とすべき人事案件として審議を非公開とすることについて、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

○柿 本 異議なしということで、日程第5（議案第9号）は非公開といたします。

教育長 関係者以外の退室をお願いいたします。

なお、関係者として、教育部長、教育総務課長、学校教育課長を指定いたします。

それでは、暫時休憩といたします。

（休 憩）

（非公開の審議）

◎閉 会

○柿 本 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
教育長 これにて教育委員会 2 月定例会を閉会いたします。

閉会 午前 11 時 56 分